

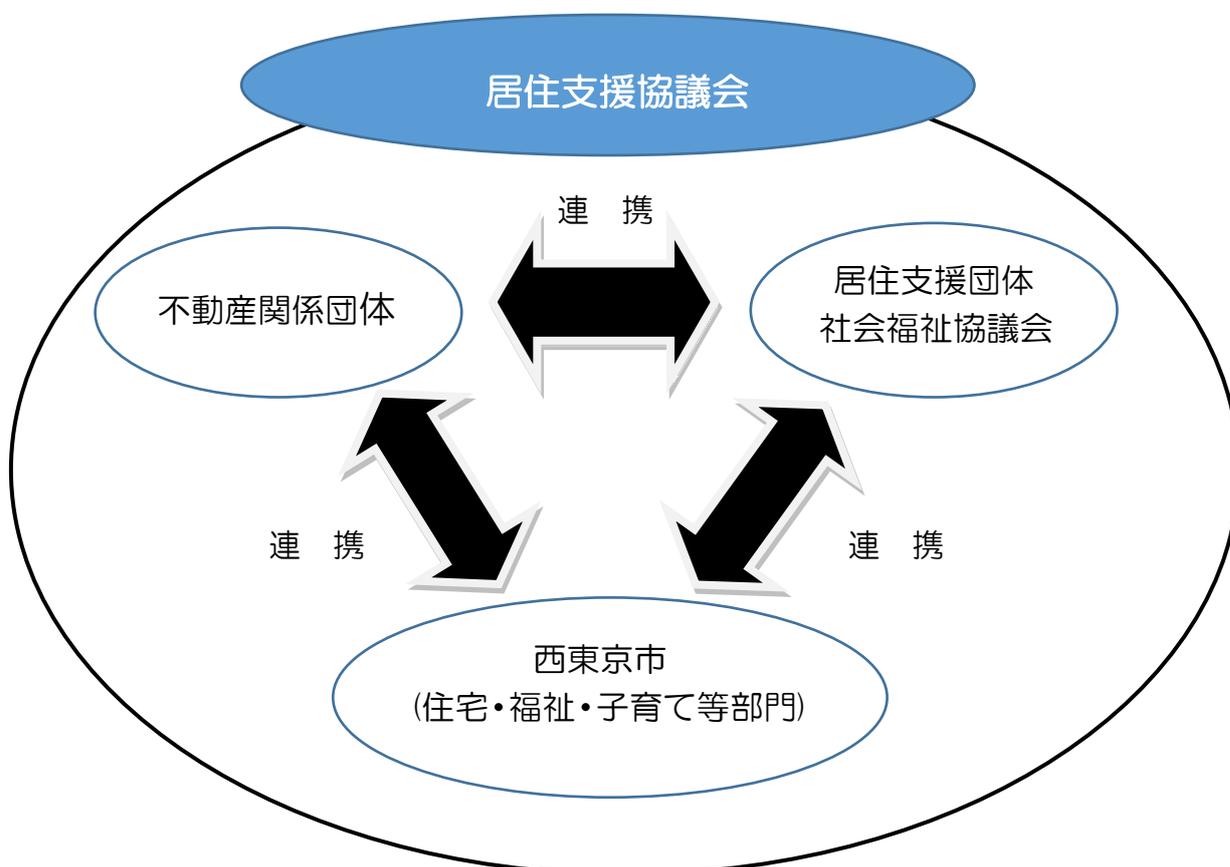
住宅セーフティネットの推進 ～居住支援協議会の設置～

西東京市居住支援協議会を、令和2年度に設置します。

居住支援協議会は、平成19年7月に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者に対し、居住に関する支援を協議する組織です。

住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を必要とする者をいいます。居住支援協議会は、このような方々に対して、入居時及び入居中の支援について協議・実施することにより、本市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とします。

【居住支援協議会のイメージ図】



〇市のかかわり

- 1 居住支援協議会の事務局を担います。
- 2 チラシやパンフレット等を作成し、居住支援協議会について周知・啓発を図ります。
- 3 居住支援団体等に対し、居住支援協議会に関するセミナーの開催や住宅確保要配慮者に対する必要な支援を委託します。
- 4 住宅確保要配慮者に対して、入居時に必要な保証委託料、賃貸借契約に係る初期費用、少額短期保険料の一部助成制度を、引き続き、一定の要件のもとに実施します。

◎令和2年度当初予算額 住宅セーフティネット事業費 3,765千円

【問い合わせ先】 まちづくり部 住宅課（TEL：042-438-4052）

資料のポイント

【取組み内容】

- ・ 居住支援協議会の設置により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有し連携することで、住宅探しや居住中の支援など、行政だけでは解決できなかった課題が、不動産関係団体や居住支援団体、社会福祉協議会等との協働による取組みにより解決できることが期待されます。